

令和7年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」説明会

今年度事業の変更点

1 名称

- ・令和6年度：介護分野ＩＣＴ化等事業費補助金
- ・令和7年度：介護テクノロジー定着支援事業費補助金

2 補助メニュー

- ・令和6年度：介護ロボット導入支援、介護ＩＣＴ導入支援
- ・令和7年度：介護テクノロジー等の導入支援
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
導入支援と一体的に行う業務改善支援

3 申請方法

- ・「ロボット」「ＩＣＴ」→「介護テクノロジー定着支援事業」に一本化。
- ・各事業所・各補助メニューの内容をとりまとめて、法人単位で1回の申請。
- ・Word→Excelに申請書類の様式を変更。「申請・変更・実績報告・請求」に分けてファイルを作成したため、各提出時に使い分けるようにする。
- ・「消費税」の取扱を変更、税抜き価格での申請とする。
- ・提出方法はメールに限定する。

4 補助の対象事業者

- ・介護保険法に基づくサービス事業者
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム・経費老人ホーム（追加）

5 対象機器

- ・「福祉用具情報システム（ＴＡＩＳ）」に掲載される機器等のうち、「介護テクノロジー」に分類される機器が補助の対象。
- ・その他の機器としては、インカムのみ補助対象とする。
- ・補助メニュー毎、補助上限台数や補助上限金額を設定。
- ・実際の利用場面を十分に勘案して適正な申請を行うこと（転用不可）。

6 補助要件

- ・令和6年度で定めていた補助要件のほか、該当する一部のサービス種別は、ケアプランデータ連携システムの導入、委員会の設置、介護ソフト導入等に係る**要件**あり。
- ・導入支援と一体的に行う業務改善支援については、ＨＰ掲載の国実施のセミナーに参加するほか、令和8年1月以降に開設する「県の総合相談センター」が実施するセミナー等に参加することで、要件充足とする。
- ・業務改善計画の作成（様式）については、申請時の提出が**必須**。
- ・確認書にて補助要件のチェックを行う。

7 パッケージ型の追加

- ・「介護業務支援（介護ソフト等）」と組合わせて導入することにより、より効果が高まることが見込まれる機器等を複数導入する場合の支援を行う。
- ・主には、「介護ソフト+見守り機器（+インカム）」を想定しており、見守り機器は利用定員数を補助の上限台数とし、インカムは職員数を補助の上限台数とする。
- ・1事業所当たりの補助上限金額は、1,000万円とする。

8 交付決定について

- ・メニューの統合や拡充に伴い、予算を超える申請も考えられるため、県取扱要領により、優先して採択する基準を設定。
- ・申請内容によっては、不採択となる可能性があるため、HPや国要綱、県要綱等をよく確認の上で、不備の無いように申請すること。
- ・詳細については、県交付要綱（取扱要領）、国実施要綱、HPを確認すること。